

(令和6年第1回定例会3月会議)

追加参考資料

(議案第20号・第21号関係)

(令和6年第1回定例会3月会議)

【議案第20号 追加参考資料】

損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて

1. 経緯について

- 西渋田地内において住宅建築をしたいとの相談あり。
- 当該地は、農業振興地域内農用地区域(総合的に農業の振興を図るために市町村が定める区域)に該当するため、住宅建築には、農業振興地域整備計画の変更(一般的には「農振除外手続き」という。)が必要。
- 令和4年12月13日に、手続きに係る書類を受理し、県との事前協議を開始。
- 令和5年4月17日に、県からの事前協議結果を受理。
- 令和5年8月31日に、代理申請人の問い合わせにより、事務処理の遅れが判明。
- 以後、速やかに事務処理を進めるも、最終的に工事の着工が遅れた事に起因する建築費の増額が発生。
- 当事者と協議の結果、1月中旬に賠償額の内諾。
- 損害賠償額を補正予算に計上し、本議案を上程。

2. 発生の要因について

県からの事前協議結果を受理後、速やかに、農業振興地域整備計画の公告縦覧手続きをすべきところ、他の業務に忙殺され事務処理が遅延したことによるもの。

3. 顧問弁護士の見解について

損害賠償を支払うべき。ただし、賠償額については、因果関係の確認の必要がある。また、裁判へ移行したとしても、敗訴の可能性が高い見込み。

4. 再発防止策について

これまでは、担当職員のみが、当該事務のスケジュール管理を実施していたが、今後は、上席である係長がスケジュールを共有し、課長や課長補佐もチェックが可能なように変更。

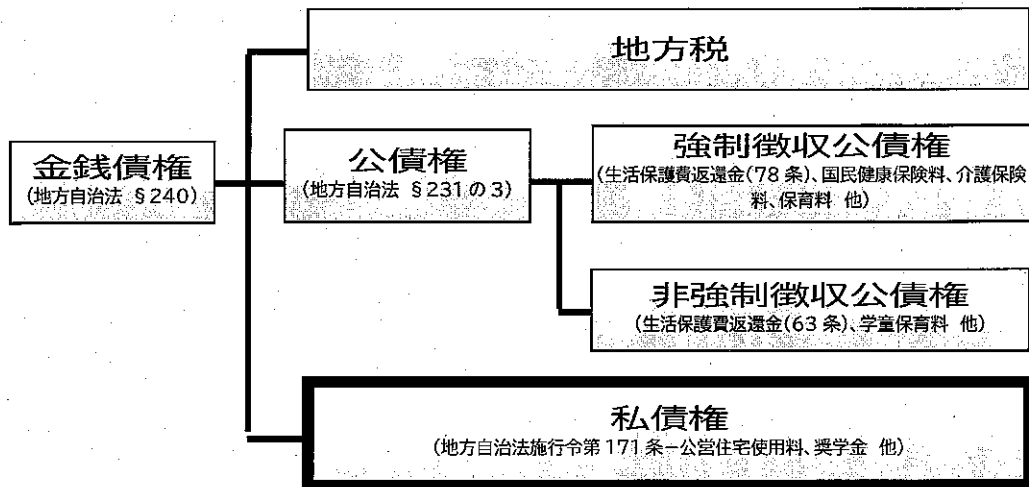
(令和6年第1回定例会3月会議)

【議案第21号 追加参考資料】

権利の放棄について

1. 権利放棄を行う理由について

(1) 地方自治体の債権は、大きく下記のとおり分類されます。



今回の、くしがきの里指定管理納付金は、「私債権」に分類されます。

(2) 債権分類による法的な効果のまとめ

債権の区分		発生	督促	回収方法	消滅方法	
公債権	強制徴収公債権	公法上の原因	不服申立て可 時効中断の効果 督促料徴収可	滞納処分	執行停止	時効期間の経過により消滅
	非強制徴収公債権			訴えの提起等の訴訟手続きにより回収		
私債権		私法上の原因	不服申立て不可 時効中断の効果 督促料徴収不可			債権免除 時効の援用

今回の「くしがきの里指定管理納付金」の残債権358万円を消滅させるためには、債権放棄の手続きが必要であるため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

2. 経緯について

- 平成28年10月1日、[REDACTED]との間に「道の駅くしがきの里」の指定管理に係る基本協定を締結。
- 令和2年度の年度協定は、交渉するも未締結、納付金も未納。

3. 事件の要因について

当時、使用差止等の法的な手続きの遅れにより、令和2年度の年度協定が未締結であったことが、未納の主たる要因。

4. 債権回収の対応について

令和4年12月14日に顧問弁護士と、不当利得の返還請求に係る委託契約を締結し、以後、双方の弁護士間での協議により、債権回収を実施。
令和5年12月に納付金478万円のうち、回収額120万円で和解が成立。

5. 再発防止策について

今回を契機として、指定管理者との契約事務が滞った場合は、職員による任意交渉に委ねるのではなく、速やかに顧問弁護士と相談し、必要に応じて法的処分を行うなど、毅然とした姿勢での対応を実施。